

建築物 機械等設置・移転・変更届

事業の種類	総合工事業	事業場の名称	福島監督建設株式会社 福島合同マンション 新築工事	常時使用する 労働者数	24人
設置地	福島市霞町1-46		主たる事務所 の所在地	福島市霞町1-46 電話 024(536)4612	
計画の概要	外部仮設足場の設置 高さ 40m、長さ 東・西面25m、南・北面 60m				
製造し、又は 取り扱う物質 等及び当該業 務に従事する 労働者数	種類等	取扱量		従事労働者数	
				男	女
参画者の氏名	郡山二郎	参画者の 経歴の概要	平成6年 一級建築施行管理技士取得 実務経験は別紙のとおり	電気使用設備 の定格容量	kw
工事着手 予定年月日	平成18年 9月 1日		工事落成 予定年月日	平成19年 3月31日	

平成18年 7月 31日

事業者職氏名 代表取締役 福島一郎

福島 労働基準監督署長 殿
備考

- 1 表題の「建築物」及び「機械等」並びに「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、次の業種を除き、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
化学調味料製造業 動植物油脂製造業 紡績業 染色整理業 紙加工品製造業 セロファン製造業
新聞業 出版業 製本業 印刷物加工業 機械修理業
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、建設物又は機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで（22の項を除く。）の上欄に掲げる機械等の設置の場合に記入すること。
この場合において、以下の事項に注意すること。
- イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。
- ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
- ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。
- ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。
- 6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。
- 7 「参画者の職歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
- 8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設置の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）並びに換気の方式を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
- 9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。